

御殿場市保育士等の子どもの優先入所に関する誓約書

令和 年 月 日

御殿場市福祉事務所長 宛て

住 所

氏 名

就 労（ 予 定 ） 先 保育園（所）・こども園

申 込 児 童 氏 名

児 童 生 年 月 日 年 月 日

第 1 希 望 保 育 所 等 名 保育園（所）・こども園

私は、御殿場市保育所等の利用調整（入所選考）に当たり保育所等において勤務するため、次に掲げる事項を誓約の上、保育士等の子どもの優先入所のための算定加算の適用を申し込みます。

また、次に掲げる事項を満たさなくなった場合は、入所の申込みを取り下げ、又は利用の中止を届け出ます。

		確認
1	保育士資格を持ち、保育所等（認可保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等をいう。以下同じ。）に月120時間以上勤務している、又は入所後1か月以内に月120時間以上勤務する予定です。資格取得見込みの場合は、入所月の前月末までに資格を取得します。	☐
2	勤務（予定を含む。）する保育所等に入所日から1年以上勤務します。1年未満で退職した場合は、退職日の翌月末までに他の保育所等に上記1の勤務条件で勤務します。	☐
3	勤務（予定を含む。）する保育所等の退職（内定取消を含む。）が決まったときは、その旨を直ちに申告します。	☐
4	勤務状況等について、御殿場市が勤務（予定を含む。）する保育所等に確認することに同意します。	☐

裏面もご覧ください。

（勤務先記入欄）※公立保育所に勤務（予定）の場合は不要です。

上記の者について、（保育所等名）にて、保育士として勤務することを認めます。

また、当該保育士が退職する場合には、速やかに御殿場市へ連絡します。

保育所等名

代表者（保育所等の長）名

印

●優先利用による保育所等利用開始後１年未満に生じたケースの取扱いは、次の通りです

保育が必要な理由	内容
就労	退職した場合、<u>他の職種に変更となる場合は、退所となります。</u> 翌月から他の保育所等での勤務が決まっている場合は継続利用できます。就労証明書を退職する月の末日までに提出してください。
求職活動	<u>他の保育所等での就労を希望する場合に限り、求職活動で継続利用できます</u>（退職した月の末日までに申請することが必要です）。 求職活動の認定期間終了日までに、新しい保育所等の就労証明書が提出されない場合は、退所となります（<u>他の職種に変更となる場合は、退所となります。</u>）。
妊娠・出産	妊娠・出産を機に休職、退職した場合は、<u>妊娠・出産による認定期間まで利用が可能です。</u> その後は、下記の条件を満たしている場合は、継続利用できます（妊娠・出産の認定期間終了日までに書類の提出が必要です。）。 ・妊娠・出産の認定期間終了後、翌月末日までに保育所等で就労を開始する場合 ・育児休業を取得する場合（ただし、第２子以降の出産日に、保育所等を利用しているこどもの場合に限ります。）。
就学	就学となる場合は、退所となります。
その他の理由	状況等の確認のため、保育幼稚園課（０５５０－８２－４１２６）までご相談ください。